



障害のある子のために

身体障害者手帳・療育手帳

障害福祉課 ☎61-3974

身体障害者手帳

身体に障害のある方に、身体障害者手帳が交付されます。障害種別に応じて等級があります。障害福祉課にご相談ください。

▶対象

視覚障害、聴覚又は平衡機能障害、音声機能障害、言語機能又はそしゃく機能障害、肢体不自由、心臓機能障害、じん臓機能障害、呼吸器機能障害、ぼうこう又は直腸機能障害、小腸機能障害、肝臓機能障害、ヒト免疫不全ウィルスによる免疫機能障害

▶持っていくもの

- ① 指定医による診断書(指定の様式あり)
- ② 顔写真(たて4cm×よこ3cm) 1枚
- ③ 個人番号(マイナンバー)

療育手帳

知的に障害のある方に、療育手帳が交付されます。障害福祉課にご相談ください。

障害福祉サービスの利用に関する相談

障害福祉課 ☎61-3974

障害のあるお子さんや発達に心配のあるお子さんのサービスの利用相談や申請受付を行っています。障害福祉課にご相談ください。

- 居宅介護(ホームヘルプ)、短期入所(ショートステイ)などの制度
- 障害児相談支援、児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援などの制度

[児童発達支援センターあおぞら園]

児童発達支援センター あおぞら園
☎32-0739

地域の障害児支援の中核施設として、児童発達支援・保育所等訪問支援・障害児相談支援の3事業を行っています。利用に関するお問い合わせは発達支援室(☎23-5130)まで。

[市内の障害児通所支援事業所]

障害児活動支援センター 放
〒247-0063 鎌倉市梶原2-33-2
深沢子どもセンター4F
☎・FAX 44-1700

のんびりスペース★大船 放
〒247-0061 鎌倉市台2-11-4
☎43-3374 FAX53-8329

TASUC 鎌倉 児放保
〒248-0012 鎌倉市御成町10-4
ラ・プラス美越B棟2F
☎84-9420 FAX23-2156

TASUC自立の学校・鎌倉大船 放
〒247-0055 鎌倉市小袋谷2-3-22アイランドハウス201号室
☎91-4351

e-キッズひろば大船 放
〒247-0055 鎌倉市小袋谷2-2-46
☎38-7631 FAX38-7635

鎌倉こども学園「チューリップ」 児放
〒247-0072 鎌倉市岡本2-2-18
☎38-6866 FAX38-6848

はっぴーわん 放
〒247-0071 鎌倉市玉縄1-2-6ハッピーワンハウス1-D
☎91-7481 FAX84-8085

ぐるんぱ 児放
〒248-0022 鎌倉市常盤165-8
☎33-3915 FAX33-3916

放課後等デイサービスグローブ 放
〒247-0072 鎌倉市岡本2-3-16
☎38-4537 FAX38-4538

鎌倉あけぼの園 放
〒248-0034 鎌倉市津西1-1-18
☎40-4071 FAX40-4072

ADDS Kids 1st鎌倉 児保
〒248-0014 鎌倉市由比ガ浜3-11-48
☎61-6615 FAX61-6616

のびの木大船 児放
〒247-0056 鎌倉市大船4-17-45
坂田ビル102号室
☎39-6364 FAX39-6367

ミライエ鎌倉 放
〒248-0014 鎌倉市由比ガ浜3-11-48
☎61-3150 FAX61-3151

湘南こども村やまぶき 児放
〒247-0066 鎌倉市山崎2333-6
☎53-7941 FAX53-7981

toiro大船 児放保
〒247-0056 鎌倉市大船1751 2F
☎55-5692 FAX55-5693

児童発達支援・放課後等デイサービス ゆい **児放**
〒247-0055 鎌倉市小袋谷1-9-3 大船ビル3F
☎38-8600 FAX38-8688

LITALICOジュニア大船教室 **児保**
〒247-0056 鎌倉市大船一丁目13番10
ヘリオール大船2F 201
☎42-5020 FAX42-5021
☎0120-974-763

PONO KIDS鎌倉 **児放**
〒248-0022 鎌倉市常盤98
☎55-9797 FAX55-9747

コペルプラスジュニア 鎌倉教室 **放保**
〒248-0027 鎌倉市笛田1-8-49 MYUS1F
☎84-9953 FAX84-9954

KAMALABO **放**
〒248-0027 鎌倉市笛田4-1-36
☎070-8434-2537

多機能型事業所LEO **児放**
〒247-0074 鎌倉市城廻54-1
☎42-8530

PONO KIDS鎌倉一ときわ **児放**
〒248-0022 鎌倉市常盤530-1
iビル1F
☎73-9166 FAX73-9167

e-キッズひろば大船3 **放**
〒247-0056 鎌倉市大船2-10-17
☎98-2918 FAX98-2918

鎌倉・森の家 **放**
〒247-0062 鎌倉市山ノ内256-25
☎40-3400 FAX40-3482

児…児童発達支援 **放**…放課後等デイサービス **保**…保育所等訪問支援

その他の主な制度

- 義肢や装具などの補装具費の支給
- ベッドや紙おむつなどの日常生活用具の給付
- タクシー利用料や自動車燃料費などの助成
- 住宅設備改修工事費の一部助成
- 神奈川県心身障害者扶養共済制度
- 身体障害者手帳の対象にならない軽度・中等度
難聴児に対する補聴器購入費の助成
- 各種税金・公共料金等の控除・減免・割引
- 移動支援、日中一時支援

などの制度。障害の程度や所得要件があります。障害福祉課にご相談ください。

自立支援医療(育成医療)の支給

障害福祉課 ☎61-3974

身体に障害のある、または治療を行わないと将来、障害を残す可能性があると認められ、手術などにより確実な治療効果が期待出来る疾患について指定医療機関において医療を受ける場合に事前申請により、原則1割負担となります。所得により、月額上限負担額の違いや対象外となる場合があります。

▶対象疾患

肢体不自由、視覚障害、聴覚・平衡機能障害、音声・言語・そしゃく機能障害、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害、その他内部障害(一部のものは先天性のものに限ります)

手当の支給

障害福祉課 ☎61-3975

- 鎌倉市障害者福祉手当
- 神奈川県在宅重度障害者等手当
- 障害児福祉手当(国手当)

障害のある原則として在宅の児童に一定額を支給します。障害の程度や所得要件があります。障害福祉課にご相談ください。

特別児童扶養手当

こどもみらい課 ☎61-3896

在宅の20歳未満の知的、精神または、身体障害の状態にある児童を養育している方に支給します。所得制限があります。

▶支給額

- 重度障害児の場合
児童1人につき 月額 58,450円
- 中度障害児の場合
児童1人につき 月額 38,930円

※支給額は法改正などにより、変わる場合があります。

障害者の医療費の助成

障害福祉課 ☎61-3975

市内に居住し健康保険に加入しているか、市外に居住し鎌倉市国民健康保険に加入しているお子さんのうち、障害のある方の入院・通院にかかる保険適用の医療費を助成します。所得制限があります。障害の種類や等級により判定の範囲が異なります。

かまくら障害者支援アプリ

障害福祉課 ☎61-3975

障害種別・等級などから、受給可能な手当やサービスなどの情報が簡単に入手できるスマートフォンアプリとウェブサイトができました。詳細はホームページをご覧ください。



医療的ケア児等コーディネーター

障害福祉課 ☎61-3974

医療的ケアが必要な方やそのご家族等からの相談を受け付けます。

社会福祉法人聖テレジア会 小さき花の園
☎31-6703



ひとり親家庭のために

■ひとり親家庭などへの支援（親が重度障害の場合も含む）

こどもみらい課 ☎61-3897

ひとり親家庭の相談

お母さん、お父さんご自身や、お子さんの就学・就職・経済的自立などの相談をひとり親家庭自立支援員がお受けしています。

▶場所

市役所1階 こどもみらい課
かまくらこども相談窓口さくら
(鎌倉市役所第6分庁舎1階)

▶開設時間

月～金曜日（休日を除く） 8:30～17:00
第4水曜日（休日を除く） 17:00～20:00
第2土曜日 9:00～17:00

児童扶養手当

ひとり親家庭や、お父さん又はお母さんが重度の障害のある場合、18歳までの児童（児童の障害がある場合は20歳まで）の保護者に対して支給します。ただし、所得制限などの条件があります。

▶支給額

48,050円～11,340円（児童1人につき月額）
児童2人以上の場合は、1人につき11,350円～5,680円が加算されます。

所得により金額は変動します。

※支給額は法改正などにより、変わる場合があります。

ひとり親家庭等の医療費の助成

健康保険に加入している母子家庭の母と児童、父子家庭の父と児童、両親のいない児童を養育している養育者とその児童の医療費を助成します。児童が高等学校卒業相当の年齢まで（ただし、児童に障害がある場合や高校等に在学中の場合は20歳未満まで）の助成で、所得制限があります。

ひとり親家庭等への支援制度

20歳未満のお子さんを扶養しているひとり親家庭などを対象に、以下の支援制度があります。ただし、所得制限などの条件がありますので、ご相談ください。

- 家賃助成制度
- 貸付金制度
- 家庭生活支援員の派遣制度
- 教育訓練給付金制度・高等職業訓練促進給付金制度

